

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 五 月 二十六 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおさわ耳鼻咽喉科	松江市上乃木一丁目二番一八号	令和 七年 七月 一日
医療法人社団太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町一九六番地三	令和 七年 七月 一日
遠藤医院	松江市比津町四三一―一二	令和 七年 七月 三日
山口整形外科医院	松江市学園南一丁目一三―三四	令和 七年 七月 十六日
クリニックかんど	出雲市西新町二丁目二四五七番地七	令和 七年 七月 一日
きむらこどもファミリークリニック	出雲市西新町一丁目二五四八番地九	令和 七年 七月 一日
はまもと内科クリニック	雲南市大東町大東二四一六―六	令和 七年 七月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年五月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年五月二十六日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]